

三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画検討市民会議（第2回）会議録

日 時	令和7年9月16日（火）午後6時30分から
場 所	三鷹市教育センター 3階大研修室
出 席 者	会 長：市川一宏 副 会 長：古川秋生 委 員：五島博樹、星野博忠、飯塚喜弘、小嶋かおる、小林智子、平井貴光、河原誠、佐藤円、西野美由紀、柳本文貴、渡辺裕一、神崎恒一、岩田洋子 欠席委員：竹川健太郎 傍 聴 人：1人 会議の公開・非公開：公開 (順不同、敬称略)
事 務 局	小嶋健康福祉部長、隠岐健康福祉部調整担当部長、竹内介護保険課長、鈴木高齢者支援課長、介護保険課職員5人、高齢者支援課職員4人

【配布資料】

- 資料1 席次
資料2 三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画の取組状況について
資料3 令和7年度「三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査」各種調査の概要について
資料4 令和7年度三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査 追加項目等について
資料5 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
資料6 要支援・要介護認定者と介護者の生活と福祉に関する実態調査
資料7 介護サービス事業所調査及び調査協力依頼状
資料8 介護職員・看護職員、ケアマネジャー調査及び調査協力依頼状

【次第】

1 開会

2 議事

会 長： 最近、厚生労働省で身寄りのない方の老後について、どう対応するのか、一つの提案が出ていています。事実、入院の合意はどうするのか、葬儀や財産の処分をどうするのかなどの問題が議論されており、三鷹市や、三鷹市社会福祉協議会が、日常生活自立支援事業という既存の事業をどう活用するかも含めて議論していかざるを得ないだらうと思っています。かなり進んでいる自治体もありますから、三鷹市としてどう進めていくのかということが、高齢者の生活でとても大事だらうと思います。真剣に考えなくてはいけないことは、孤立、孤独になっていらっしゃる方が、予想以上に広がっている危険性があり、それをどう発見していくのかということが大きな課題であると思います。そういう意味では、今日はアンケート調査の議論を軸にしながら、生活者の視点から積極的にご意見をいただきたいと思います。それでは、本日の次第に沿って進めたいと思います。議事「(1) 三鷹市高齢者計画・第

九期介護保険事業計画の取組状況について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： 「(1) 三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画の取組状況について」説明)

会長： 事務局から報告がありましたが、皆さんのご意見、また現場感覚として、評価について意見があれば積極的におっしゃっていただきたい。また、委員の方で言葉がわかりにくい、少し聞きたいということも、どうぞおっしゃっていただければと思います。

委員： 「6 持続可能な介護保険制度の運営」の要介護認定までの日数について、伺いたいことがあります。令和8年度の目標値が38.8日以下で、現在46.5日かかっているというお話をございました。令和3年度の実績値が38.8日だったので、その目標値を掲げているのは理解できましたが、令和3年度と現状を比較して認定までの日数が伸びてしまっている要因がわかつていれば教えていただきたいです。また、今後の方向性という記載がありますが、こちらの対策で目標とする38.8日以下が実現できるのかも併せて教えていただければと思います。

事務局： 令和3年度の38.8日とは、ちょうど新型コロナウイルス感染症がまん延している時期で、その間、国の施策で介護認定の特例延長という制度がございました。その場合、認定調査等を実施せずに現行の介護度を1年間延長するというものでした。そういうことによりこの期間は認定申請件数も少なく日数も短縮されたというような状況でございます。今後ですが、申請から30日以内の決定としなければならないということが法で定められておりますので、市としては引き続き、それに向けて取り組んでいこうと思います。郵送にかなり時間がかかることがあるとあり、そこを何か見直せないかという点と、令和8年度中に介護情報基盤システムが稼働予定となっております。要介護認定に係る主治医の意見書のやり取りなどシステム内でデータの送受信が行われることになりますので、認定期間が一定程度縮小されるのではと考えているところでございます。

会長： そうなると38.8日の根拠は、新型コロナウイルス感染症時の特例の期間の延長があった時期の数値であり、この数値を目指すのではなく、介護保険法で規定されている期間は何日以内でしたでしょうか。

事務局： 30日以内です。

会長： 目標値は国の法定値を設定し、それにどうやって近づけていくかを今後議論していくべきかと思います。認定に係る期間が46.5日というのは、認定を待っている人からすると時間が長いと思う方も多いと思いますので、できるだけ短くできるよう検討していく必要があると思います。また、データ管理については、それを共有できる仕組みが大事だらうと思います。そうでなければ、それぞれがバラバラな情報を保有していて、なかなか使えないということになるため、どこかで集約する必要があると思いますので、ぜひ検討して実施していただければと思います。

委員： 的を射ていない質問になるかもしれません。「介護福祉士等研修費助成」と「離職率の低減及び外国人介護人財の活用」についての質問になりますが、まず研修費助成は、これは全員日本人の方なのでしょうか。外国人の採用率は何か数字が出ているのでしょうか。また、外国人の方に補助金が出ていると聞いたことがあるのですが、日本人の方も同額の補助金はあるのでしょうか。

事務局： まず1点目の資格取得助成ですが、外国人の方も、三鷹市介護保険事業者連絡協議会に加入している市内の事業所に従事されている方でしたら、この助成の対象になります。令和7年度の状況を見ますと、外国人の職員の方が多数介護福祉士の資格を取得されていますので、良い傾向と思っているところです。また、外国人独自の助成というのは聞いたことはないですが、外国人だから助成するというのではないと思います。

会長： その辺りは私もあまり聞いたことがありません。

事務局： 外国人職員の採用率は出でていないですが、外国人職員の採用に関しては、2、3年前に調べたところ、市内の事業所で50人位、外国人職員の方がお勤めされているという結果があります。

会長： 在宅の方で増えていますか。

委員： 在宅はこの4月から広がって、1年以上経験があるなど、条件付きでOKだったのですけれども、それ以前から日本人の配偶者という形で、私どもの施設でも3人ぐらい外国の方が働いていますし、とても活躍してもらっています。あと詳しくはないですが、東京都で、外国人の採用事業所向けの何らかの補助があるのではないかと思います。

会長： 特養は今まで結構ありましたよね。ある教え子の規模の大きい特別養護老人ホームですけど、100人程度働いていると言っていました。相当な人数がいるということを聞いております。

委員： 私はどちらかと言うと否定的な見方をしています。今後の犯罪が増える可能性があると聞いておりまし、ある施設では、かなりの方が辞めてしまうといった懸念材料もあるようです。

会長： そういう懸念があるということで承ります。

委員： 最初の認定日数について、質問というよりもお願ひになりますが、急性期の病院に勤務していますが、救急で肺炎や心不全で入院される高齢者の方が多数います。実際それまで自宅で生活できていた人が、入院したことによって歩けなくなる、ご飯が食べられなくなるという方がとても多いです。そうすると、それまで要支援認定だった方が、要支援認定のままで退院するのは不可能です。つまり、できるだけ早急に介護認定の区分変更をしないといけないのでけれども、この点が非常にネックになっています。認定区分を変更するために入院期間が伸びる、退院ができない、ADLがますます落ちる、という状況になってしまいます。介護認定の申請に誰が行くのかといったことで、ますます介護認定に時間を要することになり何も良いことがありません。例えばオンライン申請を行う、介護認定審査会をできるだけ早く開催するなど、検討いただきたいと思っています。

委員： 私自身、介護認定審査員でけれど、審査員になってみて、介護保険制度の仕組みや、介護認定審査会でどのような審査が行われているのかといったことを知ることができました。最近は、実際に審査会の会場に行かなくても、Zoomで行うなど審査会の効率化が図られています。私は介護認定審査員をやって良かったと思っていますので、医師会の中でも、もっと介護認定審査会に携われるようにしていきたいと思います。

委員： 病院に入院している間に要支援認定から要介護認定に区分変更になるのは、入院した状態で介護認定の申請をすると、すごく早く認定処理がされるような気がしていましたが、それ

は以前の話で、今はすごく時間を要しており、介護認定を待っている間にもっとひどくなってしまうということもあるのではないかでしょうか。令和6年度から介護認定審査会の簡素化を実施したということで、46.5日まで時間をかけることなく、もっと早くできるのではないかと思います。

会長：これは医師会の先生よりも行政が責任を管理しています。

事務局：申請者数はかなり増えてきていますので、それに伴って、以前はこの日数で認定できていたものがどうしても延びてしまうというところはあると思います。そうした中で、先ほど報告させていただいておりますが、認定審査会の簡素化、これは6つの条件に合致する申請については、簡易な審査のみで認定を行うという制度でございます。簡素化により認定に係る日数の短縮を図っていますが、申請件数も増えているものですから、効果が出ていないというような面もある状況です。

委員：それでも数が増えたために遅くなっているということですか。でも、簡素化するということは、内容とか、検査とか、話し合いも簡素化されているからと私は受け取ったのですがどうなのでしょうか。

事務局：内容としてはそういう部分もありますが、やはり申請件数が増えているところが一番大きな要因となっていると思います。

委員：前から比べると現在は何%ぐらい増えているのですか。

事務局：令和2年度の申請数が4,190件であったものが、令和6年度には8,328件と倍増しています。これだけが理由という訳ではないとは思いますが、やはり件数の増加が一番大きく影響していると思います。

会長：今後、その辺りも含めて、もう一步踏み込んだ議論にしたいということで、ご理解いただければと思います。

委員：医師の意見書が割と手間がかかっています。そこを例えば、ケアマネジャーさんが持っているデータを活用するとか、効率化できる方法はあると思います。前提がよくわからなかつたのですが、第九期の3年間の目標値の達成状況ということだと思うのですけれども、7年度、8年度もこの目標値で見ていく、というところは変わらないということなので、第十期の話の中では、この目標値自体も改めていこう、ということを話し合うので良かったですね。例えばこの持続可能な介護保険制度はすごく大事なテーマですけれども、人財不足もすごく切実な問題ですが、外国人の人財についても同様であると思います。また、20代の方をはじめ若い方がどれだけ介護に携わってくれるのかということも重要なテーマかと思います。また、認知症サポーターも増えてはいるけれども、そういう人たちをどのような活動に繋げていくのか、活用方法を検討できるといいなと思います。ケアマネジャー不足は切実ですが、ケアプラン点検を月1件実施することが重要なことなのか、長期勤続者の表彰も大事なことで、本人のやる気には繋がると思いますが、長く勤務していればいいのかという問題もあり、離職しない方がもっと大事なことだと思います。ケアの中身や質など、本当に本人のためになっているのかという点を、何か基準といった形で見えてくるといいなと思っています。

会長：検討課題になりますね。今日議論されたことを事務局は受け止めていただきたいし、また

医師の意見書について、前の古いデータで意見書を書くなどないと思うのですけれども、意見書の迅速化など医師会内で啓発していただくことが不可欠だと思います。認定審査会の効率化といつても、審査する合議体がないと審査 자체行えないし、認定審査に際し、申請者のご自宅に訪問する認定調査員をどうしていくのか、十分に多方面の検討をしていく必要があると思います。また、ケアの質の問題をどうしていくかということも、今後の議論が必要かと思います。

委 員： この会議に参加させていただくようになってから、介護問題のことをいろいろ調べたり、新聞で記事を読んだりしています。また、地域の人たち、特に独居の方に話をうかがって、介護保険ってどういうものなのか聞いてみたりしても、皆さんよくわからないと返答がございます。ケアマネジャーがこの人は介護が必要だというケアプランを策定しても、それを実行してもらえるサービス事業所等がないなど、少なくなってきていて、場合によっては、断られるといったことがあるようです。私達もいざれ介護サービスを利用する時に、介護保険が使えなくなっている可能性も考えられます。前回の会議資料を読んでみたのですが、すごく内容が難しくて、なるべく介護保険を使わせないようにしているのかと、すごく悪い見方ですけれども、そのように受け止めてしまいました。一般の人が介護保険制度とは何だろうというのを理解できるよう聞ける場所であったり、情報発信であったり、「ここに書いてあります、これを読んでください、見てください、わかるでしょう」というのではなく、介護保険をどのように利用したらいいのかといった初歩的な説明などをしていただけたら良いと思います。三鷹市で予算がないと、こういったことはみんな後々になってしまふのでしょうか。

会 長： 私は後々とは思わないですけれど、理解をしていただくということで、事務局から回答をお願いします。

事務局： 持続可能ということは、非常に私どもも課題に思っています。大きな問題は、人財確保と財政面です。介護保険料も確実に負担が増えている状況ですので、まず財源の確保をどうするかということと、人財確保、この二つが大きな課題です。高齢者の方が増えていく中で、どういう形で介護保険制度を運営していくのか、高齢者で元気な方をどのように増やしていくのか、そういう形をまず考えなくてはいけないだろうし、実際に介護が必要になったときに、しっかり介護が受けられる形にしていくということです。私どもは、今回は第十期の計画を策定しますが、それに当たり、この会議を通じて、いろいろ議論、ご意見いただきながら、市としてもしっかり考えていただきたいと思います。

会 長： そういう意味では、委員が今心配なさっていたことをきちんと受け止めて、介護保険制度の説明を広報などにより周知し、理解してもらうとともに、どういう制度なのか聞ける場がどこなのか、誰が説明してくれるのか、そういったことも含めて、少し広げていくことが私は必要だと思います。

委 員： 敷居が高いのですよね。

会 長： どうして敷居が高いのか、いろいろ考えるところがあります。実際まだ介護認定を受けたくないと思っている方に、ここに行ってねと言っても、なかなか行ってくれないとか、個々の事情もいろいろあると思います。ただし、何かあったら聞きに行ける、そしてそれを説

明してくれる、そういう人が周りにいるかどうかだと思います。私も10年後には介護保険がどういう制度かわからなくなるかも知れない。そのような状況になった時に利用などをサポートしてくれる人はどこかといった、そういう議論をさせていただければと思います。

委員：先ほどのお答えを伺うと、令和2年度は4,000件の申請が令和6年度は8,000件になったということは、ある意味では介護等が必要だという方がきちんと申請いただいている状況かと思います。介護認定の申請が十分に機能してきているように見えます。介護が必要になる方が多くなるということは決して良いことではない、実際には介護予防の取り組みをしていますので、この数自体を少なくしたいところですが、必要な方が申請に繋がっているということは、可能性としてあるかなと思ったところでした。同時に、先ほどは要介護認定にフォーカスをして8,000件になったという件数の大幅増加が取り上げられました。介護保険を利用するという意味においては、認定結果の前から、必要なサービスは申請時点から活用可能ですので、そういう意味ではサービスが利用できないという状況にはならないだろうと思います。介護認定ができるだけ早く出ることは望ましいと思いますが、介護サービスが利用できないことにはなりませんので、その点で心配なのは、ケアマネジャーが本当に確保できているのかどうかということだと思います。これだけ申請件数が増加して、認定結果がどうなっているかの報告はありませんので、実際に、介護保険サービスを利用されることになった方はどのくらいなのか、どのくらい増えてきたのかは、この場でわかりませんが、ケアマネジャーに非常に大きな負担がかかっている可能性があると認識しました。そういうところで、持続可能な介護保険制度の運営は非常に重要になってくると思いますが、ここ目標値でいうと、介護福祉士等の研修費助成について、令和6年度よりケアマネジャーの資格取得および更新に係る費用等の助成を開始したということで、大きな問題として認識されているということがよくわかります。ただし、目標値として、このケアマネジャーさんがあとどのくらい必要なのだということが現状認識されていないのではないか。どのくらいの目標値でケアマネジャーを確保し、介護サービス利用が可能な状態を確保するのかどうか。ほぼ全ての方がケアマネジャー作成のケアプランで介護サービスを利用している状況だと思いますので、ケアマネジャーがいなければ利用できていない可能性が高いと思います。ケアマネジャーの確保が、この申請者数の増加ということに関しては、大きな問題になっているのではと認識をしたところです。計画策定に際し、ケアマネジャーがいつの時点でどのくらい必要なのか予測を立てておくこと、そしてそれに見合った解決を図ることの検討が大変重要なと思います。

会長：テーマはケアマネジャーの確保ということは念頭にあると思いますけれど、そういう事情を今後検討していく、それを根拠にして、どのように支援していくかを決定していくための議論をしていくことでよろしいですか。次に進めさせていただきます。議事「(2)三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：「(2)三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査について」説明)

会長：では皆様、ご意見を伺いたいと思います。質問の都度、事務局より回答しますが、国で調査項目等を決めている調査もあります。全てを変更しますと、比較ができなくなってしまいます。そういう項目もあることをご理解ください。

委 員： 気づいた点などを伝えさせていただければと思います。元々国で設定している項目もあるということですけれども、どのようにして調査項目を作られたのか、選択肢も少し考える必要もあるのかなと思ったところでございました。まず一つ、資料5の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の10ページの就労について、これが一般的な選択肢なのかどうか確認させてください。就労状態ですが、「職に就いたことがない」というのはどういう状態を指すのか、回答する方が回答に困られたりしないかなと思いました。現時点では、就労したことのある人とない人と、仕事をしていない人を見分けようとする趣旨かと思ったのですが、この聞き方は、一般的な聞き方なのかどうか。次に、資料8の介護・看護職員、ケアマネジャー調査票ですが、いろんな事情があると思いますが、介護職・看護職とケアマネジャーに対し、同じ調査票で調査を実施するというのは、これは国が示したものでしょうか。両者は仕事の状況に違いがありますので、今から調査票を分けることは難しいと思いますが、かなり質問項目などに違いが出てくると思いました。特に内容では共通する面もあるのかもしれませんし、回答を集計するときに、職種ごとに分けて集計すればそれぞれでわかるということでしたら、それでも大丈夫かなとも思います。例えば問28で追加していただいた項目などは、どちらかというと看護職・介護職の皆さん向けの研修が、かなり想定された質問なのかなと思いました。その他で、それ以外の部分、ケアマネジャーの部分が対応可能なのかどうかということについては要検討のところがあるのではないかと気づいたところです。

事務局： 職員調査に関して回答させていただきます。職員調査は、特に国の指針というものがなく、三鷹市独自の調査票になります。ケアマネジャーをこの調査に加えることに関しては、集計の際、委員も言われているように、職種により集計を区別することを想定しています。調査につきまして、より効果的な形でやっていきたいと思います。

会 長： この調査票のひな型はあるでしょう。

事務局： 三鷹市独自のものです。就労についての質問項目の聞き方について、会長からも説明のあったように、国が示した質問項目でございます。就労について、調査項目に追加することは任意になるのですが、今回三鷹市としては、調査項目に追加することとしました。質問の聞き方については国の示すものということになります。

会 長： 国が示している調査項目について、回答しにくい項目などは、問い合わせしてもらいました。そういう中で、補足する必要性があればするけど、基本的にはこの調査票で実施し、比較をするということになります。職員の方とかは、年末にならないように11月の初旬から始めて、年末になる前に終わるというような配慮をしないと、忙しく回答できないといったことになりかねないので、基本的には予定どおりの調査期間で進めていただきたいと思います。

委 員： 資料3の前回の調査実績を見ると、調査1、調査2、調査3はおおよそ6、7割の回収率ですが、4の職員調査が約20%となっています。どういった理由なのでしょうか。極端に数字が低いと感じる部分もあるので、何かわかることがあつたら教えていただきたいと思います。

事務局： 委員のおっしゃるとおり、回収率はかなり低い数字だと思います。調査3の事業所調査は対象事業所129件に対して96件、回収率は74.4%という結果で、多くの事業所にご協力を

いただきました。職員調査の回答率が低いことについて、具体的な要因というのがわからない状況です。今度の調査については、機会を捉えて周知をして、職員の方にご協力いただくよう、取り組みたいと思いますのでよろしくお願ひします。

会長： 職員調査ですので、三鷹市介護保険事業者連絡協議会に情報提供し、調査協力するなど、取り組みが必要かと思います。

委員： 事業所に調査協力依頼をいただきますけど、介護ヘルパーも協力するのが難しかったりします。あと回答に当たって、調査項目が多いと回答したがらないように思います。QRコードを読み込んで回答できると回答しやすいと思ったのですが、今回はそういう対応を予定しているのですね。また年齢を聞く項目がないのですけれど、あえて聞かないようにしているのでしょうか。年代ぐらい聞いてもらえると、今働いている人たちはどういう世代の人か、見て良いのかなと思いました。

事務局： わかりにくかったかもしれませんですが、資料8の職員調査票の問21で性別と年齢をお答えいただくような設定になっております。

委員： 資料8の介護・看護職員、ケアマネジャー調査票で、母数が働いている全ての方ということだと認識をしていますけれども、間違いないでしょうか。そうしますと、おそらく外国人の方の回答に配慮する必要があるのではないかと思います。日本人の介護職・看護職の回答と、違う傾向が出る可能性もありますので、この状態だと答えられない可能性もあるのかなと思いました。外国人の方にも配慮する必要があると思います。

事務局： 外国人への配慮ということは、簡易な日本語を使うということでしょうか。

委員： もう文章を変えられないと思いますので、ルビを振るとか、そういった対応が最近求められているかと思います。今から簡易な日本語を使うとかは難しいと思います。外国の方も増えてきているということは先ほど報告もありましたので、対応が必要だろうということです。

事務局： 対応について検討させていただき、できる範囲の配慮はしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会長： 例えば、問1のサービスの名称など、固有名称はわかりにくいかもしれません。そこは工夫した方が良いかもしれません。

委員： 資料8の8ページに、三鷹市福祉Labo どんぐり山での研修の質問がありますが、どんぐり山は入院された方が大体1週間とか1ヶ月入って、生活を立て直すというのをやっているのですけれど、そのところに、このケアマネジャーとかこういう人たちが研修を受けて、やってくれたらすごく良いと思いましたが、ケアマネジャーの仕事はまた増えるとなると大変なのかなと思いました。

事務局： 生活リハビリセンターのお話をいただいていると思います。生活リハビリセンターでは在宅生活への支援ということで、どんぐり山で一生懸命取り組んでいます。ケアマネジャー向けの研修というよりも、そこで対応した事例などを、地域の福祉職の皆さんにお伝えするようなことで、有効に事例を検証いたしまして、どういう方にどういう対応をしたらこうなったということをしっかりと伝えていくことで、ケアマネジャーさんの知識を増やしていく、実践力を増やしていく、というような対応をしたいと思っています。ご希望があれば、いろいろ

ろな場を通じて、ケアマネジャーさんともどんぐり山は連携しておりますので、そこでお伝えできることはしっかりとお伝えしていきたいと考えています。

委 員： 資料3の4ページ目、介護・看護職員調査の回収率の低さについて、先ほどの委員もおっしゃっていましたけれども、3週間という調査期間でどれだけ回収率を上げられるかという点は、三鷹市介護保険事業者連絡協議会の役員会等で共有したいと思っています。なかなか3週間の調査期間では正直難しい部分もあると思いますので、調査期間をもう少し前倒し、あるいは延長するなど検討いただき、調査期間を延長できれば回収率を上げられるのではないかなと思いました。

会 長： ご意見をお伺いしました。

委 員： 今回の内容ともしかしたらずれるかもしれないですが、わかる範囲で教えていただければと思います。要介護認定をされる方が多分増えてきていると思います。今後もっと増えると思いますが、市の財政的な計画は、今後、5年ぐらいの間、どういう方向に向かっていくのか、わかれれば教えていただきたい。

事務局： まず、介護保険に関しましては、3年ごとに三鷹市高齢者計画・介護保険事業計画を策定しており、来年度に策定予定です。計画において、令和9年度から令和11年度の3か年の介護保険財政見込みを算出することになります。基本的な考え方として、介護給付費の伸びを踏まえ、介護保険料を決めていくというのが大きな流れです。

会 長： これが実は難しいのです。市がどれだけ給付費を見込むかによって、徴収する介護保険料も違ってきます。この市民会議でも、そういったことを議論することになるかと思います。介護保険料があまりにも負担になると結果的に介護サービスを利用していただけないというシビアな問題になる可能性もあるかと思います。

委 員： これだけの種類の調査が一斉に実施されるのが少し心配です。地域包括支援センターとしては、調査対象となった利用者の調査等に対し、何らかのサポートが必要ではないかと思います。その他、事業所に対し、また、ケアマネジャー個人として調査回答となると、少し時期をずらすとか、何か工夫をしていただけるとありがたいなと思いました。

会 長： 承らせていただくということになると思います。

委 員： アンケートは、非常に多岐にわたって調査をされるということだと思いますが、先ほど、職員の離職について意見がありましたので、離職に関してはアンケート項目にしない方が良いという考え方もあるかと思います。「あなたは離職を考えておられますか」といった質問の場合、選択肢ではなく自由記述でも良いと思いました。話は全然変わりますが、介護保険制度について、実際に患者さんと話をしていて、知らない人が結構多いです。三鷹はすごく元気な高齢者が多くて、うちは全然介護の必要ないですよっていう人がいる。80歳や85歳になっても、私はまだ大丈夫っていう人が多いです。このことは、すごく良いことなのですけれども、何かあった時にどうするかということが重要かと思います。地域包括支援センターの職員にお話を伺うと、元気な人でもとにかくセンター等に繋げておいた方が良く、介護保険制度の説明はした方が良いとのことでしたので、これからも「わが家・三鷹で暮らし続けるために」という、漫画を使った三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会発行のパンフレットを活用して説明していきたいと思います。

会長： 年によって制度改正があり、新しい制度について、いつまで追いついていけるか、本当に考えざるを得ないところです。

委員： 説明につきましては、やはり個人ごとにそれぞれの状態が違っており、生活そのものが違うので、同じ説明はできないのかなと思いますので、地域包括支援センターの職員も大変な思いをしているのではないかと思っております。でも誰々さんがこう言ったよ、聞いたよと振り回されているというところはあるのですが、やはり大筋をわかつていただかないと介護保険制度そのものの議論はできないので、そういったところでは本当に医師会の先生ですか、これから広めていっていただける方たちに期待をするところではあります。あと、認定調査のことについてお聞きします。私も認定調査の委託を受けていますが、三鷹市は、実は申請を受けてから提出するまでの日程が他の自治体より長いです。そうしたことを踏まえると、日数としては縮まらないのだろうなと思っているところです。また、ご家族様やご本人が協力してくれるかと言ったら、そういうわけではないので、期限内に必ず提出できるという保証はありません。あと、郵便事情で、数年前に比べ、郵便の配達に時間を要するようになっています。介護認定に時間を要する要因は行政側の責任だけでなく、いろんな社会事情があるかと思います。もし短縮を図るとしたら、近隣の自治体に倣って、調査期間を短く設定したらどうだろうかと思います。

委員： 統計や三鷹市の説明、皆様の専門的な説明など、非常に難しいので、どのくらい理解できているかどうか。私自身、要支援認定を受けるときには、介護保険についてよく理解していませんでした。転倒して、骨折したことでベッドも買い、手すりもつけましたけれども、非常にお金がかかりました。いろいろなことをコミュニティでやっていただいているので、そういうことを皆さん知っている間に、地域の方に知っていただいているところに出向いていくことを今、住民協議会としても考えておりまし、地域ケアネットワークとしても考えております。最近、私の周りでも一人暮らしの方が亡くなりました。亡くなっていることを隣人の方も 12 日間知りませんでした。3 日間窓が閉めてあったら、様子を見に行きますよということになっておりましたが、窓が開いており、電気も点いていました。ところが、新聞屋さんが何かおかしいことに気づき、警察が確認したら倒れていらっしゃいました。それと、階段から落ちたことを、1 週間気づかれず入院した結果、私より若い 72 歳の方も最近亡くなりました。私は介護を自宅では受けず、施設で受けたいと思っております。しかしながら、新聞などのニュースでいじめの問題や虐待問題が報じられおり、怖くて施設に入れません。私はそういったことを少しでも三鷹市に解消してもらいたいと思います。ですから住民協議会としてはこれから広報に取り組んでいきたいと思います。

会長： 今おっしゃったことを、ぜひ住民協議会で取り上げていただき、発信していただくということがとても大事かと思います。

委員： 我々も患者さんと接するというか、元気な方が直接薬局に来られて、それから実際こられなくなってしまって、在宅が始まるというケースが今増えております。そういう意味では、我々がもっと介護保険制度について、できるだけ早い段階でお知らせしていくことに取り組んでいく必要性を改めて感じましたので、何かできることは何か検討できればと思います。

会長： ぜひここでもご提案ください。

委 員： アンケートは調査結果をどうまとめるか、どう解釈するかというところがすごく重要なと 思います。例えばこういうアンケートをまとめる方法として、AIを活用してまとめる、人の考え方じゃなくて、ひょっとしたらそういうところはAIを使えば、客観的にどういうところが重要で、ここはエラーといったように上手にまとめることができるような気がします。立派なアンケート調査を作られた以上は、今度はそれをどうまとめるか、そこから何を読み取るかという作業がすごく重要な気になりますので、AIなどをうまく活用できると良いのではと、個人的には感じています。

会 長： AIは良いことしか言わないというような言い方もあるようですから、なかなか難しいかもしません。他、よろしいですかね。では、事務局から連絡事項があると思いますが、その前に市から一言お願ひします。

事務局： 本日はありがとうございました。前回もお話をさせていただきましたけれども、今回初めて実態調査の段階から市民会議の委員の皆様にご議論いただくこととしています。私どもでは、気づかないことを、いくつもご指摘いただきました。全てを対応させていただくことは、厳しいものがありますけれども、対応できるところは対応させていただくとともに、令和8年2月には、実態調査について、一定程度の報告をさせていただいたうえで、来年度の計画策定に取り組んでいきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

3 その他

事務局： 最後に事務局からご連絡させていただきます。次回の第3回につきましては、令和8年2月10日の火曜日、本日と同じ三鷹市教育センター大研修室にて、18時30分から予定しております。内容としましては、本日ご議論いただきました実態調査の結果について、報告をさせていただく予定です。

4 閉会

会 長： 次回の会議は令和8年2月10日になります。2時間にわたる議論ありがとうございました。できるだけ皆様方のご意見を取り入れ、そしてそれぞれの団体での討議や提案もお待ちしながら進めていきたいと思っています。ただ今私自身は、かなり高齢者が置かれている状況は厳しいだろうということを、いろんなデータから学んでおります。そういう意味では、どうぞ行政も、社協や法人や民生委員の方々やいろんな方々と連携して、ぜひその方たちを守っていただきたいと思います。三鷹にはそういう伝統がありますので、それを守っていきたいと思うところではあります。本日の議事は終了しました。ありがとうございました。